

平成22年7月6日
平成25年8月6日一部改正
生物多様性影響評価検討会総合検討会申合せ

生物多様性影響評価検討会総合検討会の調査審議について【改正案】

遺伝子組換え生物等の承認に先立ち、学識経験者の意見を聴取するために開催される生物多様性影響評価検討会総合検討会（以下「総合検討会」という。）においては、調査審議を的確に行うため、以下のとおり申し合わせることにする。

なお、平成16年1月16日付け「生物多様性影響評価検討会の公開及び調査審議方法について」（総合検討会申合せ）は、廃止するものとする。

1 会議等の公開について

- (1) 会議は公開とする。
- (2) 議事録は、公開とする。ただし、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合を除く。
- (3) 会議資料については、公開とする。ただし、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合を除く。

2 利害関係者との関係について

- (1) 調査審議に参画する委員が、次に掲げる場合に該当するときは、当該委員は、総合検討会が開始する前までに座長に申し出るものとする。この場合、座長は、当該調査審議の開始の際その委員の氏名を報告する。当該委員は、当該調査審議及び決定が行なわれている間は、その会場から退出する。また、座長が該当するときは、当該調査審議に当たっては、座長が予め指名する委員が、総合検討会の議事運営その他本申合せで定める座長の職務を代行する。
 - ① 申請資料等の作成者又は申請企業等（大学、独立行政法人を含む）の役職員に就任していた、若しくは就任している場合
 - ② 申請者から研究費を受けている場合
 - ③ 以上のほか、審議の公平性の確保に支障を生じさせる特別の利害関係があると認められる場合ただし、当該委員の発言が特に必要であると座長が認めた場合に限り、当該委員は出席し、意見を述べることができる。
- (2) 調査審議に参画する委員が、申請資料等の作成に当たり助言等を行っていた場合は、当該委員は、総合検討会が開始する前までに座長に申し出るものとし、当該委員の当該調査審議の参加等については座長が判断するものとする。
- (3) 申請資料に、調査審議に参画する委員が著者として含まれる文献等が引用され

ている場合には、当該委員からの申し出に基づき、座長が当該委員より利害関係の有無を確認し、調査審議への参画の是非を判断する。

3 その他委員が遵守すべき事項

(1) 委員の役割

委員は、総合検討会の決定について、集団として責任を負う。

(2) 調査審議内容の守秘

委員は、1の(2)及び(3)で公開された議事録及び会議資料の内容以外の情報や審議内容を外部に漏らし、又は盗用してはならない。

(3) 信用失墜行為の禁止

委員は、国民の負託を受けて専門の事項に関する調査審議等に従事するものであり、国民の信頼を損なう行為は厳に慎むものとする。

なお、総合検討会以外の場において、委員としてではなく一専門家としての立場から生物多様性影響評価に関する個人的見解を公表する場合には、総合検討会の見解であるとの誤解を招かないように留意するものとする。